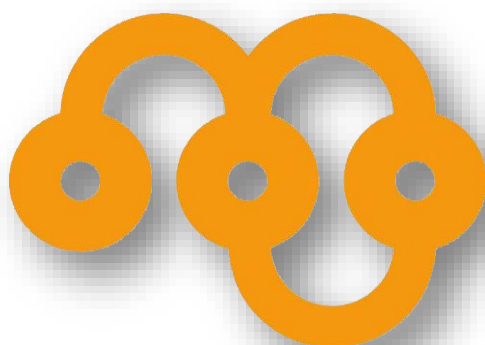


学習等に関わる基本情報

学校法人西野学園

札幌医学技術福祉歯科専門学校



I 学校方針・学校重点施策
教育課程編成方針・学校教育方針

II 学則

III 学習等に関わる規則

I 札幌医学技術福祉歯科専門学校

学校方針・学校重点施策・教育課程編成方針・学校教育方針

学校方針

本校は、学生・教職員相互に信頼と愛情を基盤として誠実な対応をもって、「共育」と「共生」の実現を目指してリスタートし、主体的に専門分野の課題解決に向けて「探究」できる人材、豊かな人間性で新たなことを「創造」できる人材、時代の変化に対応し社会に「貢献」できる人材を育成する。

学校重点施策

1. 多様な学生を専門職業人へと導く教育力の向上
2. 選ばれる学校・学科づくりに向けた取組の実践
3. 教職員の専門性や教員としての力量を高めるための研修の充実とコンプライアンスの徹底
4. 社会背景の変化に対応した学校経営改善
5. 専門性の高い教育機関として職業教育の在り方の追求

教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

学校教育方針（3つのポリシー）

<臨床検査技師科>

学生に対し愛情をもって接し、教員と学生間の信頼を基盤として誠実な対応をもって、共育と共生の実現を目指し、主体的に専門分野の課題解決に向けて探求できる人材、豊かな人間性で新たなことを創造できる人材、時代の変化に対応し社会に貢献できる人材の育成を目指す。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 臨床検査技師科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げた資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 臨床検査技師国家資格を取得できる学力をもつ人
2. 臨床検査にとって必要な基礎知識・専門技術を身につけ、専門職として社会に貢献できる人
3. 医療人としての社会的責任を自覚し、倫理観やチーム医療の重要性を理解している人
4. 社会に通用するコミュニケーション能力を有し、創造性に富み、積極的に発信ができる人
5. 自ら学び、進歩する医療に常に探究心を持って臨むことができる人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる臨床検査技師を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に以下の教育内容を実践します。

1. 1年次では、英語、数学、生物学、化学などの講義で基本的知識の復習を行います。身体のおしくみとはたらき、栄養と代謝などを開講し、医学の基盤となる解剖学、生理学、生化学などの専門基礎分野に繋がります。早期から臨床検査に対する動機付けを図るため、臨床生理学Ⅰや検体採取実習など専門分野の講義や実習を開講します。また医療人として必要なコミュニケーション力や倫理観についても身に付けます。
2. 2年次では、1年次に構築した知識基盤に基づき、臨床検査技師に必要な知識・技術を習得するために臨床化学、臨床微生物学、病理組織細胞学、遺伝子染色体検査学など専門分野の講義及び関連する実習科目を開講します。
3. 3年次では、医療現場での臨床検査に関する知識を深め、チーム医療における臨床検査技師の役割を理解することを目的とした臨地実習を行います。また臨床検査学演習、血液検査学、免疫検査学などの講義を開講し、臨床検査技師国家資格を取得できる力をつけていきます。

【アドミッションポリシー】

臨床検査技師科は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

1. 臨床検査を学び、将来臨床検査技師になって、社会の発展に貢献するという強い意識を持つ人
2. 常に進歩し続ける臨床検査分野において、積極的に学ぶことを惜しまない人
3. コミュニケーション能力（集団における協調性や適応性）を有する人
4. 相手の立場に立って物事を考え、相手を思いやることができる人
5. 臨床検査学を学ぶ上で必要な基礎的学力（特に、数学、化学、生物）を持つ、または自己学習意欲を有する人

＜臨床工学技士科＞

学生との信頼、愛情を持って接することを基本とし、「共有」と「共生」の実現を目指してリスタートし、学生のコミュニケーション能力と基礎学力の強化を図り、新しい知識・技術に対応し、時代の変化に対応し社会に貢献できる人材を育成する。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 臨床工学技士科では、学園の建学の精神や教育理念のもと、所定の課程を修め、臨床工学技士を志す下記の要件を満たした者について卒業を認めます。

1. 臨床工学技士国家資格取得に必要な学力を修得した人
2. 臨床工学技士として必要な知識・技術を身に着けた人
3. 医療人としての基本的なコミュニケーション能力を持つ人
4. 広い技術的な視野からアイデアを創造できる人
5. 技術の進歩を探究することで医療に貢献できる人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる臨床工学技士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に以下の教育内容を実践します。

1. 1年次では医学系、工学系の基礎系科目を中心に専門課程の基礎固めを行います。また、文章を書く力、コミュニケーションについての科目で医療人として必要な考え方を学びます。
2. 2年次では専門課程が始まります。臨床工学技士業務に関係する機器の構造や操作方法、病気について授業と実習を通じて体系的に学んでいきます。また、臨床現場で働く臨床工学技士から実際の臨床業務のお話を聞く機会を多く作り、自分が臨床工学技士になるイメージを明確にしていきます。3年生で行う臨床実習に向け、患者さんとのコミュニケーション能力や論理的な考え方を高める授業を行います。
3. 3年次では前期に臨床実習が行われます。臨床実習では1、2年生で学んだ知識や、医療現場において実地で学ぶ姿勢を厳しく問われるので、臨床実習直前まで、心構えやコミュニケーションを学んでいきます。臨床実習後から本格的に国家試験対策が始まります。対策授業と模試を中心に、苦手分野を早期に克服して全員合格を目指します。

【アドミッションポリシー】

臨床工学技士科は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

1. 臨床工学技士を目指したいという強い希望がある人
2. 医療の専門職として社会に貢献する明確な目的意識がある人
3. 「読む・計算する・説明する」力を持ち、入学後も積極的に学ぶ意欲がある人
4. 好奇心を持ち疑問を発見することができる人
5. 仲間と助け合いながら目的を達成する事ができる人

< 歯科衛生士科 >

学生と教員がともに成長できるよう新たなことにチャレンジし、人に寄り添える能力と臨床に対応する実践力を身につけさせ、主体的に課題解決をし、豊かな人間性と高い職業意識を持ち、変化に柔軟に対応できる人材を育成する。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 歯科衛生士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げる資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 歯科衛生士として、幅広い視野と豊かな人間性を有し、人々に寄り添い支援する能力を備えている人
2. 科学的根拠に基づき、主体的に問題を解決する意欲と能力を備えている人
3. 高度化していく医療や社会環境の変化に対応する能力を備えている人
4. 人々の健康を守るため、歯及び口腔の疾病予防や口腔健康管理を実践する能力を備えている人
5. 医療や福祉の現場で、口腔領域の専門職として多職種協働を実践する能力を備えている人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる歯科衛生士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

1. 1年次では自ら学ぶための力をつけられるように、基本的知識の学び直しや人とのコミュニケーションの方法などを総合的に学びます。その上で基礎分野（科学的思考や社会人としての行動の基盤）と、専門基礎分野（人体や歯・口腔の構造と機能に関わる科目、健康、病気の成り立ちやその予防に関する科目）等を学びます。更に学外活動として幼稚園での歯科健診や専任教員による市内中学校での歯科保健指導を見学し、実際の歯科衛生士業務に触れることで、歯科衛生士の三大業務に関わる科目（歯科衛生学総論、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導等）への理解を深めます。
2. 2年次では1年次に修得した知識の基盤を基に、専門分野（実際の歯科治療に関する内容）を、歯周治療学、口腔外科学、歯科矯正学など11分野に細分化して学びます。後期には実習施設（歯科臨床の現場）において臨床実習Ⅰとして三大業務の実際を体験し、歯科衛生士の役割と他職種との関わりを理解を図ります。実習開始前には初めての臨床実習で戸惑うことの無いよう知識、技術、態度に関して事前指導を行います。学内でも模擬患者実習（軽度から中程度の歯周病の患者様に対する歯石除去や、同世代の青年期の女性への保健指導など）を実施し、より実践的に学びます。
3. 3年次では前期の臨床実習Ⅱにより、医療安全に配慮した臨床的手技と口腔の健康管理を実践する能力を身につけます。また、口腔保健の専門職として一般診療室や小児歯科、矯正歯科、病院歯科などで活躍する歯科衛生士の姿を観て自分の将来の歯科衛生士像を具体化してもらいます。臨床実習が終了し卒業までの半年間には、課題研究（卒業研究）として臨床実習中に特に興味を持ったことや、より深く学びたい分野について自分でテーマを選び、研究に取り組みます。更に国家試験対策（歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導のみならず歯科医学総論で集中講義による対策授業や模擬試験）を実施し、全員の合格を目指します。
4. 医療・福祉系、リハビリテーション系の学科と連携して、3年間を通じて様々な交流活動や多職種連携授業をはじめとした実践的な課題に取り組みます。

【アドミッションポリシー】

歯科衛生士科は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

1. 歯科衛生士になるために目的意識と意欲をもち、自己の目標実現のためにあきらめないで努力する人
2. 本学科で学ぶために必要な基礎知識と技能を持ち、更なる向上心を持って学ぼうとする意欲のある人
3. 口の健康を通し、人々の医療と福祉に貢献しようとする意欲がある人
4. 人との協調を大切にし、主体性を持って様々な人々と連携することができる人
5. 旺盛な好奇心を持ち、積極的に、かつ、継続的に物事に取り組んでいる人

<理学療法士科>

学生個人の価値を尊重し、医療系専門職としての基本的態度および知識の修得に向けて自律した取り組みができる人材を育成するための教員力をつける。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 理学療法士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げた資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 理学療法士に必要な基本的知識を習得し、理学療法分野及び社会の変化に関心を持ち、卒業後も課題解決に向けて積極的に探究できる人
2. 対象者や他職種の意見を尊重できる豊かな人間性を持ち、対象者を取り巻く環境を踏まえた広い視野で創造性に富んだ意志決定ができる人
3. 理学療法士に必要な基本的技能及びコミュニケーション能力を有し、高い倫理観と責任感を持って、時代の変化に対応しながら積極的に社会貢献する態度を有する人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる理学療法士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

1. 1年次では、基本的知識の学び直しを行います。また、それらの知識に基づき、理学療法を実践する上での基盤となる基礎医学領域を学びます。その上で疾患学を学び、理学療法の対象者への理解を深め、自主的な学習態度への変換を図りながら、これらの科目とソーシャルスキル、専門領域の概論及び基本的な理学療法評価を学びます。さらに、臨床実習Ⅰ・Ⅱを通じて、理学療法への理解を深め、「理想の理学療法士像」を確立し、その後の学びの動機付けに活かします。
2. 2年次では、1年次に構築した知識基盤に基づき、理学療法専門領域における評価や治療と多職種連携について学びます。また、臨床実習Ⅲでは、基本的な理学療法評価を体験し、臨床での応用を学びます。臨床実習Ⅳ・Ⅴでは対象者の全体像を把握し、治療方針を立てることを目的とし、学習到達度を確認します。
3. 3年次では、これまでの学習過程で培った知識・技能をもとに、臨床実習Ⅵの学習過程において治療の実践を学び、理学療法の実践的な思考方法や技術を学びます。また、理学療法士資格を取得するための国家試験対策授業を設定し、社会に貢献できる理学療法士を目指します。
4. リハビリテーション3職種および医療・福祉の幅広い学科を擁するという特色を活かし、様々な交流活動や多職種連携授業等、3年間を通じて実践力を身に付けます。

【アドミッションポリシー（リハビリ3学科共通）】

リハビリ3学科（理学療法士科・作業療法士科・言語聴覚士科）は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や学ぶ意欲を備えた学生を求めます。

1. リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）に関心を持ち、それを通じて社会に貢献しようという熱意を有する人。
2. 3年間で国家資格を取得しようとする強い意欲を有する人
3. 人との関わりを大切にし、思いやりや包容力をもって他者に接することができる人
4. 他者の意見に耳を傾け、自己の意見を分かりやすく表現できる人
5. 自己の資質・能力の向上に努め、身の回りの課題解決に主体的に取り組む態度を有する人
6. 入学後の修学に必要な基礎学力を有する人

<作業療法士科>

多様な学生を専門職業人へと導くため、全教員の対話・協働で学科運用を再構築し、愛情を持ち誠実な対応ができる教育力の向上に努め、「共育」と「共生」の実現を目指す。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 作業療法士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げた資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 卒後も作業療法士として、自己研鑽・作業療法を探究し続ける態度を身につけた人
2. 明るく素直で、他者から親しまれる態度を身につけた人
3. 同僚・多職種に対して、適切な報告・連絡・相談を行い協働できる姿勢を身に付けた人
4. 他者の気持ちに共感し、その場の状況を推察した具体的な行動を起こせる人
5. 作業療法士として、科学的根拠に基づき、対象者の健康について予防・治療に貢献できる人
6. 作業療法士国家試験に合格するための、基礎知識・専門知識を身に付けた人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能、態度を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる作業療法士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

1. 1年次教育では社会人としての「明るく素直で、他者から親しまれる態度」の確立、学習方法・習慣の定着を目指します。科学的思考や社会人としての行動の基盤となる基礎分野、人体の構造や機能・疾病と障害の成り立ちや回復過程・リハビリテーションの理念の基盤となる専門基礎分野、作業療法各領域の治療・評価の基礎となる専門分野を学びます。
2. 2年次教育では、専門基礎分野、作業療法専門分野を深く学ぶ。臨床実習、国家試験を意識した中で、「同僚・多職種に対して、適切な報告・連絡・相談を行い協働できる姿勢」「他者の気持ちに共感し、その場の状況を推察した具体的な行動」を身に付けることを目指します。
3. 3年次教育では、「作業療法士として、科学的根拠に基づき、対象者の健康について予防・治療に貢献できる」「作業療法士国家試験に合格するための知識」を身に付けることを目指します。また、総合臨床実習や国家試験対策授業が中心となるため、目標に向けて探究し続ける態度も身に付けます。
4. 授業の充実を図るために、教育方法として、少人数指導、学生の主体的な学習を引き出す教授法の推進、様々な体験活動（奉仕活動、フィールドワーク、臨床実習）を積極的に実践します。
5. 教育評価において、学年到達目標を明確にします。多様できめ細やかな評価を実践するために定期試験のみならず、小テスト、ポートフォリオ、ルーブリック評価、OSCEを導入していきます。臨床実習前には、各実習の目標に合わせた難易度別のOSCEを実践します。
6. リハビリテーション3職種および医療・福祉の幅広い学科を擁するという特色を活かし、様々な交流活動や多職種連携授業等、3年間を通じて実践力を身に付けます。

【アドミッションポリシー（リハビリ3学科共通）】

リハビリ3学科（理学療法士科・作業療法士科・言語聴覚士科）は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や学ぶ意欲を備えた学生を求めます。

1. リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）に関心を持ち、それを通じて社会に貢献しようという熱意を有する人。
2. 3年間で国家資格を取得しようとする強い意欲を有する人
3. 人との関わりを大切にし、思いやりや包容力をもって他者に接することができる人
4. 他者の意見に耳を傾け、自己の意見を分かりやすく表現できる人
5. 自己の資質・能力の向上に努め、身の回りの課題解決に主体的に取り組む態度を有する人
6. 入学後の修学に必要な基礎学力を有する人

<言語聴覚士科>

教員それぞれが個々の特長を生かし、魅力ある言語聴覚士としての職種の役割を発信し、「共育」「共生」「対話」を意識した学科を超えた教員間との連携や個々の学生に合わせた学習支援ができる教育力を向上させ、国家試験合格率の高い体制づくりと、時代の変化に対応したカリキュラム編成を行う。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 言語聴覚士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げた資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. コミュニケーションや嚥下（飲み込み）、聴こえに障害のある方が、豊かで質の高い生活を送れるよう援助するため、障害についての深い知識や対応方法を持ち合わせた人
2. コミュニケーションの専門家として、症状に合わせた関わり方や対応方法を学び、対象者に合わせたコミュニケーション方法を柔軟に選択・実行できる人
3. 医療人として、多職種との関わりから、対象者の今後の生活を多方面から創造できる人
4. 今後の医療技術の発展や新しい技術、また多様な対象者に対応するため、自身の知識、技術において積極的に探究できる人
5. 変化する社会に対し、常に敏感となり、柔軟性を持ちながら社会に貢献でき自立できる人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を3年間で習得し、早期に社会に貢献できる言語聴覚士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

1. 1年次では、主に文学、教育学、医療倫理、保健体育などの基礎科目の修学が、言語聴覚療法としての知識の基盤になります。また、他者との協調性や協力していく力が養われ、チームアプローチの基盤ともなります。複数の専門科目の修学により、今後関わっていく対象者のイメージを持つことができ、能動的な学びを図りながら、2年次への専門科目や臨床実習Ⅰへ繋げていきます。
2. 2年次では、1年次に構築した知識に基づき、言語療法の専門領域や臨床現場に必要な検査や評価方法、訓練を学びます。連携授業や講義内でのグループワークをとおして、チーム医療における自身の役割を再確認し、質の高いコミュニケーション能力を修得できるように取り組みます。また、OSCE（客観的臨床能力試験）により臨床実習Ⅰ（評価実習）に必要な知識・技術の到達度を確認します。
3. 3年次は臨床実習Ⅱ（総合実習）をとおし、1・2年次に構築した知識・技術を確認し、不足部分を今後の臨床現場での課題として再学習していきます。また、国家試験対策ではグループ学習での能動的な学習による知識の再確認や模擬試験をとおし、資格修得を目指します。
4. リハビリテーション3職種および医療・福祉の幅広い学科を擁するという特色を活かし、様々な交流活動や多職種連携授業等、3年間を通じて実践力を身に付けます。

【アドミッションポリシー（リハビリ 3 学科共通）】

リハビリ 3 学科（理学療法士科・作業療法士科・言語聴覚士科）は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や学ぶ意欲を備えた学生を求めます。

1. リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）に関心を持ち、それを通じて社会に貢献しようという熱意を有する人
2. 3年間で国家資格を取得しようとする強い意欲を有する人
3. 人との関わりを大切にし、思いやりや包容力をもって他者に接することができる人
4. 他者の意見に耳を傾け、自己の意見を分かりやすく表現できる人
5. 自己の資質・能力の向上に努め、身の回りの課題解決に主体的に取り組む態度を有する人
6. 入学後の修学に必要な基礎学力を有する人

＜介護福祉士科＞

学業に専念できる環境を整備し、教員主導での雰囲気づくりを実践し、豊かな人間性を育むことで認め合い助け合える人材、指示を待つのではなく、自らの考えを述べた後、意見を求めることができる人材を育成する。

【ディプロマポリシー】

札幌医学技術福祉歯科専門学校 介護福祉士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、所定の課程を修め、次に掲げる資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 介護福祉士として、人権・個人の尊厳と自律の観点から支援する価値・知識・技術を習得している人
2. 関連する社会制度を理解し、地域や社会ニーズに対応できる人
3. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる人
4. 複雑化・多様化・高度化する介護ニーズに対応するため、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる人
5. 地域の中で施設・在宅を問わず本人の望む生活に向けて、身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる人
6. QOLの維持・向上や介護予防・看取り等まで、対象者の状況に応じて多職種協働・チームケアを実践できる人
7. 本人や家族、チームに対してコミュニケーションを実践し、的確な記録・記述ができる人
8. 介護職の中で、リーダーシップを持ち中核的な役割を發揮することができる人

【カリキュラムポリシー】

介護福祉士科では、ディプロマポリシーで示した目標の実現を目指して、介護福祉士が備えるべき価値・知識・技術を4領域45科目に分類（特設科目1科目を含む）し、次に掲げるカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 福祉思想を基盤に、権利擁護の視点や感覚を養うための倫理教育を充実させます。
2. 関連する法律・制度を学び、対象者の生活を地域で支えるための視点や基礎知識を身につけるための科目を編成します。
3. 介護福祉士としての専門性と実践的力量を高めるための、演習や実習科目を編成します。

4. 同職種間または多職種協働において創造性を発揮し、専門職として自律的かつ根拠ある支援をするための科目を編成します。

【アドミッションポリシー】

介護福祉士科では、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

1. 本学での学びに必要な一般知識と基礎学力を有している人
2. 人間や社会に対して興味や関心を持ち、人それぞれの生活や価値観、生命・人権を尊重する人
3. 人の心や感情に共感することができ、人々と良好な関係構築が可能な豊かな人間性を持つ人
4. 連携や協働を通して幅広く社会に貢献するため、協調性やコミュニケーション力を備えた人
5. 人々を支援するための知識・技術・価値を養い、主体性と意欲を持って専門性を追究・探究できる人

II 學則

札幌医学技術福祉歯科専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、医療職、福祉職として必要な専門的知識及び技能を習得させるとともに、その徳性を養わせるため学校教育法に基づき専修学校教育を行う。

(名 称)

第2条 本校は、札幌医学技術福祉歯科専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南5条西11丁目1289番5、札幌市中央区南13条西13丁目943番8、函館市大町9番20号におく。

(自己点検、自己評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)				学級数
					第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計	
医 療	専門	臨床検査技師科	昼間	3 年	6 0	6 0	6 0	1 8 0	6
教育社会福祉	専門	介護福祉士科	昼間	2 年	4 0	4 0	—	8 0	2
医 療	専門	理学療法士科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
医 療	専門	臨床工学技士科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
医 療	専門	言語聴覚士科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
医 療	専門	歯科衛生士科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
医 療	専門	作業療法士科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
合 計								8 6 0	2 3

- 2 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人を標準とし、臨床検査技師科は30人を標準とする。

(在学年限)

第6条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日(25日間を標準とする)
- (4) 冬季休業日(25日間を標準とする)
- (5) 春季休業日(20日間を標準とする)
- (6) 創立記念日

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、専修学校設置基準(又は大学設置基準第21条第2項)に基づき換算するものとする。ただし、指定されている各養成所指導要領に定める特定の科目についてはこの限りでない。

(授業の開始及び終了)

第11条 授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

(履修、修得)

第12条 本校の学生は、別表第1に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

- 2 履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。
ただし、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。

- 3 履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

(試験等の実施)

第13条 試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認められた科目に対して実施する。

- 2 試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価、評定)

第14条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

(進級、課程修了、卒業)

第15条 校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。

- 2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(称号の授与)

第16条 前条により課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

(教職員の組織、運営)

第17条 本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

- 2 本校の円滑な運営を図るために、教職員会議、入試選考会議、進級認定会議、卒業認定会議を設置する。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督するほか、必要に応じて他の会議や委員会等を設置することができる。

第5章 入学、休学、退学及び除籍

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者。

(出願手続)

第20条 本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第23条 校長は、正当な理由がなく、前条に規定する入学手続きをしない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

(転入学、編入学)

第24条 転入学、編入学は、これを認めない。ただし、特別な事情があり、本校で定める所定のカリキュラムを履修した場合、本校の相当の学科及び学年に転入学を認めることがある。

(休学)

第25条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により、90日以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病によるときは医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、1年を超えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。
- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 4 休学者は、休学期間に応じた在籍料を納めなければならない。
- 5 休学者は、休学期間中の授業料を免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の授業料等を納めなければならない。
- 6 学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

(復学)

第26条 休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第27条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。
- (3) 定められた在学期間を経過した者。
- (4) 死亡した者、又は行方不明の者。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第30条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が授業料等の納入を怠ったときは、保証人（父母等）が代納しなければならない。

(納付金の不還付)

第31条 授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

(教材費等)

第32条 教材費等は実費を徴収する。

(校友会費等)

第33条 校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第36条 本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業として、次の教育を行う。

目 的	態 様	修業期間	収容定員
介護福祉士試験の受験者の資質の向上及び介護福祉士試験の適正実施に資することを目的とする。	介護福祉士実務者研修通信科	6ヶ月	300名
	介護福祉士実務者研修通学科	6ヶ月	30名
本校が設置する学科の施設・設備、教員の能力・経験等、本学の豊富な教育ノウハウを本科生のみならず広く一般に開放することにより、生涯学習のニーズの高まりに応えることを目的とする	OAパソコン科	6ヶ月	40名
	介護職員養成研修講座	3ヶ月	40名
	介護基礎講座	3ヶ月	40名
	ボランティア講座	3ヶ月	40名
	ワーカー対策講座	3ヶ月	40名
	就職教養講座	3ヶ月	40名
	ビジネスキャリアアップ講座	3ヶ月	40名
	生活教養講座	3ヶ月	40名
	生活デザイン講座	3ヶ月	40名
	国際交流事業	1ヶ月	40名
	看護科2年課程（通信制）	2ヶ年	300名
	社会福祉士通信課程（一般）	18ヶ月	300名
	社会福祉士通信課程（短期）	9ヶ月	80名

2 附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 そ の 他

(健康診断)

第37条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年 4月 1日から実施する。
- 2 この学則は、昭和59年 4月 1日から実施する。
- 3 この学則は、昭和61年 4月 1日から実施する。
- 4 この学則は、昭和63年 4月 1日から実施する。
- 5 この学則は、平成 2年 4月 1日から実施する。
- 6 この学則は、平成 4年 4月 1日から実施する。
- 7 この学則は、平成 6年 4月 1日から実施する。
- 8 この学則は、平成 7年 3月 1日から実施する。
- 9 この学則は、平成10年 4月 1日から実施する。
- 10 この学則は、平成12年 4月 1日から実施する。
- 11 この学則は、平成17年 4月 1日から実施する。
(附帯教育事業の追加及び学則の条文・文言の統一)
- 12 この学則は、平成18年 4月 1日から実施する。
(授業料等の変更、カリキュラムの変更及び学則条文の整理)
- 13 この学則は、平成21年 4月 1日から実施する。
(校舎の移転、学科の新設、カリキュラムの変更及び学則条文の整理)
- 14 この学則は、平成22年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更、高度専門士の称号付与及び学則条文の整理)
第15条に規定する別記第2号様式は、平成22年 2月26日文部科学省告示第34号により、高度専門士に関する称号付与が認められたので、平成24年度の卒業生より適用する。
- 15 この学則は、平成23年 4月 1日から実施する。
(臨床検査技師科定員、カリキュラムの変更及び転入学、編入学の変更)
ただし、第5条の規定にかかわらず、平成23年度については臨床検査技師科定員第2学年40名、第3学年40名、合計160名、学級数4、学校定員合計520名、学校学級数合計13とし、平成24年度については臨床検査技師科定員第3学年40名、合計200名、学級数5、学校定員合計560名、学校学級数合計14とする。
- 16 この学則は、平成24年 4月 1日から実施する。
(校名の変更、臨床工学技士科・言語聴覚士科・歯科衛生士科の新設、付帯事業の変更、介護福祉士科及び社会福祉科教育課程の変更)
ただし、平成24年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 17 この学則は、平成25年 4月 1日から実施する。
(臨床検査技師科・社会福祉科・歯科衛生士科教育課程の変更、授業料等の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、平成25年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項及び第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 18 この学則は、平成26年 4月 1日から実施する。
(介護福祉士科・理学療法士科教育課程の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 19 この学則は、平成28年 4月 1日から実施する。
(西館の廃止、社会福祉科の廃止、作業療法士科の新設、理学療法士科修業年限及び授業料の変更ならびに高度専門士の廃止、臨床検査技師科教育課程の変更、学習の評価、評定及び出願手続の変更)
ただし、平成28年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項、第14条第2項、第15条及び第16条ならびに第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 20 この学則は、平成29年 4月 1日から実施する。
(言語聴覚士科・歯科衛生士科教育課程の変更、卒業証書別記第1号様式の変更)
ただし、平成29年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
また、別記第1号様式(第15条関係 職業実践専門課程)については、職業実践専門課程に認定された学科に適用する。

- 2 1 この学則は、平成 2 9 年 7 月 2 7 日から実施する。
(西野館の廃止)
- 2 2 この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。
(介護福祉士科・臨床工学技士科教育課程の変更)
ただし、平成 2 9 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 2 3 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
(歯科衛生士科・理学療法士科・作業療法士科教育課程の変更、学習の評価、評定及び出願手続、納付金の変更)
ただし、令和 2 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 2 4 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
(介護福祉士科、言語聴覚士科教育課程の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、令和 3 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 2 5 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
(臨床検査技師科教育課程の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、令和 4 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 2 6 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。(授業料等の納入の変更)
- 2 7 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
(臨床工学技士科教育課程の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、令和 5 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 2 8 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
(位置の追加、附帯教育事業の変更)
- 2 9 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
(臨床検査技師科・歯科衛生士科収容定員の変更、言語聴覚士科教育課程の変更、納付金の変更、休学の変更、教職員の組織、運営の変更)
ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日以前に入学した学生については、第 5 条の規定、第 9 条第 1 項の規定、第 1 7 条の規定、第 2 5 条第 4 項の規定、第 2 9 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

別表第1(第9条関係)

医療分野 専門課程 臨床検査技師科(昼間)

教 育 内 容		科 目	区 分	必・選	1年次	2年次	3年次	合 計		
								時間数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	心理学	講義	必修	15			15	1	
		国語表現法	講義	必修	15			15	1	
		コミュニケーション学	講義	必修	15			15	1	
		基礎計算法	講義	必修	30			30	1	
		数学	講義	必修	15			15	1	
		統計学	講義	必修	15			15	1	
		物理学	講義	必修	30			30	1	
		生物学	講義	必修	15			15	1	
		化学	講義	必修	30			30	1	
		英語	講義	必修	30			30	1	
		身体のしくみとはたらき	講義	必修	40			40	2	
		医療倫理	講義	必修	15			15	1	
体育	実習	必修	30			30	1			
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	講義	必修	40			40	2	
		形態・組織学実習	実習	必修	30			30	1	
		生理学	講義	必修	40			40	2	
		栄養と代謝	講義	必修	15			15	1	
		生化学	講義	必修	40			40	2	
	臨床検査の基礎と その疾病との関連	病理学Ⅰ	講義	必修		30		30	1	
		病理学Ⅱ	講義	必修		30		30	1	
		薬理学	講義	必修		15		15	1	
		臨床検査学基礎実習Ⅰ	実習	必修	30			30	1	
	保健医療福祉と 臨床検査	臨床検査学基礎実習Ⅱ	実習	必修	45			45	1	
		保健医療福祉概論	講義	必修		15		15	1	
		公衆衛生学	講義	必修	30			30	1	
		医療職種連携	講義	必修	15			15	1	
	医療工学及び 医療情報	公衆衛生学特論	講義	必修			15	15	1	
		情報科学	講義	必修	30			30	1	
		情報科学実習	実習	必修	30			30	1	
		医用工学	講義	必修	30			30	1	
	専門分野	病態学	医用工学論	講義	必修			15	15	1
			臨床医学総論Ⅰ	講義	必修	15			15	1
臨床医学総論Ⅱ			講義	必修		30		30	1	
臨床病態学			講義	必修		30		30	1	
症例分析Ⅰ			講義	必修		15		15	1	
症例分析Ⅱ			講義	必修			15	15	1	
血液学的検査		臨床検査学演習	演習	必修			60	60	2	
		臨床血液学Ⅰ	講義	必修	30			30	1	
		臨床血液学Ⅱ	講義	必修		30		30	1	
		臨床血液学実習	実習	必修		45		45	1	
病理学的検査		血液検査学	講義	必修			30	30	1	
		病理組織学	講義	必修		30		30	1	
		細胞検査学	講義	必修		15		15	1	
		病理組織細胞学実習Ⅰ	実習	必修		30		30	1	
		病理組織細胞学実習Ⅱ	実習	必修		45		45	1	
尿・糞便等一般検査		病理検査学	講義	必修			30	30	1	
		臨床検査総論Ⅰ	講義	必修	30			30	1	
		臨床検査総論Ⅱ	講義	必修		30		30	1	
生化学的検査 ・免疫学的検査		一般検査学実習	実習	必修		30		30	1	
		臨床化学Ⅰ	講義	必修		30		30	1	
		臨床化学Ⅱ	講義	必修		30		30	1	
		臨床化学実習	実習	必修		45		45	1	
		分析検査学	講義	必修			30	30	1	
		臨床免疫学	講義	必修		30		30	1	
遺伝子関連 ・染色体検査		臨床免疫学実習	実習	必修		45		45	1	
		遺伝子・染色体検査学	講義	必修		15		15	1	
		遺伝子検査学実習	実習	必修		30		30	1	
輸血・移植検査		免疫学	講義	必修	30			30	1	
		輸血・移植検査学	講義	必修		30		30	1	
		輸血検査学実習	実習	必修		30		30	1	
		生体防御検査学	講義	必修			30	30	1	
微生物学的検査		微生物学	講義	必修	30			30	1	
		ウイルス学	講義	必修	15			15	1	
		臨床微生物学	講義	必修		30		30	1	
		感染基礎実習	実習	必修	30			30	1	
		臨床微生物学実習	実習	必修		45		45	1	
		微生物検査学	講義	必修			30	30	1	
生理学的検査		臨床生理学Ⅰ	講義	必修	30			30	1	
		臨床生理学Ⅱ	講義	必修		15		15	1	
		臨床生理学Ⅲ	講義	必修		30		30	1	
		画像検査学	講義	必修		30		30	1	
		臨床生理学実習Ⅰ	実習	必修		30		30	1	
		臨床生理学実習Ⅱ	実習	必修		45		45	1	
		臨床生理学実習Ⅲ	実習	必修		45		45	1	
		救急医療学	講義	必修			15	15	1	
		生理機能検査学	講義	必修			40	40	2	
臨床検査 総合管理		検査管理総論Ⅰ	講義	必修	30			30	1	
		検査管理総論Ⅱ	講義	必修		30		30	1	
		検査管理総論Ⅲ	講義	必修		15		15	1	
		関係法規	講義	必修			15	15	1	
		安全管理学	講義	必修	15			15	1	
		臨床検査管理特論	講義	必修			30	30	1	
医療安全管理		検体採取実習	実習	必修	30			30	1	
		医療安全管理学	講義	必修			15	15	1	
臨地実習		臨床検査技術	演習	必修			30	30	1	
		臨地実習	実習	必修			495	495	11	
合 計					955	1,020	895	2,870	102	

別表第1(第9条関係) 教育課程

教育社会福祉分野 専門課程 介護福祉士科(昼間)

項目	授 業 科 目	区分	必・選	1年次	2年次	合 計
人間と社会	人間の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	人間の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	社会の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	チームマネジメント	講義	必修		30	30
	生活の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	生活の理解Ⅱ	講義	必修	30		30
	生活の理解Ⅲ	講義	必修		30	30
	保健体育	実技	必修	15		15
	情報処理	演習	必修	15		15
	文章の表現Ⅰ	講義	必修	30		30
	文章の表現Ⅱ	演習	必修		30	30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	120		120
	介護の基本Ⅱ	演習	必修		60	60
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	30		30
	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅰ	講義	必修	90		90
	生活支援技術Ⅱ	講義	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ－1	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ－2	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ－3	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ－4	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ－5	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ－6	演習	必修		30	30
	介護過程Ⅰ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅱ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅲ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅳ	講義	必修		30	30
	介護過程Ⅴ	講義	必修		30	30
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	90		90
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修		60	60
	介護実習Ⅰ	実習	必修	120		120
	介護実習Ⅱ－1	実習	必修	96		96
	介護実習Ⅱ－2	実習	必修		240	240
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	認知症の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	認知症の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	障害の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	障害の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	30		30
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	60		60
	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修		30	30
医療的ケア	医療的ケア(講義)	講義	必修		70	70
	医療的ケア(演習)	演習	必修		30	30
特 科 設 目	介護福祉総論	演習	必修		90	90
	接遇マナー	演習	必修	15		15
合 計				1,131	1,000	2,131

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 理学療法士科(昼間)

教育内容		授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	合計		
								時間数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	基礎生物学	講義	必修	30			30	2	
		基礎物理学Ⅰ	講義	必修	15			15	1	
		基礎物理学Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
		基礎数学	講義	必修	15			15	1	
		リハビリテーション用語	講義	必修	15			15	1	
		データのみかた	講義	必修	15			15	1	
		社会学	講義	必修	15			15	1	
		文章表現法Ⅰ	講義	必修	15			15	1	
		文章表現法Ⅱ	講義	必修	15			15	1	
		情報処理	演習	必修	30			30	1	
		ソーシャルスキルⅠ	演習	必修	45			45	2	
		ソーシャルスキルⅡ	演習	必修		45		45	2	
ソーシャルスキルⅢ	講義	必修			15	15	1			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	基礎解剖生理Ⅰ	講義	必修	30			30	2	
		基礎解剖生理Ⅱ	講義	必修	30			30	2	
		総合解剖生理Ⅰ	講義	必修			30	30	2	
		総合解剖生理Ⅱ	講義	必修			30	30	2	
		身体運動機能学Ⅰ	講義	必修	30			30	2	
		身体運動機能学Ⅱ	講義	必修	30			30	2	
		身体運動機能学実習	実習	必修	45			45	1	
		運動学Ⅰ	講義	必修	30			30	2	
		運動学Ⅱ	講義	必修	30			30	2	
		運動学演習	演習	必修		30		30	1	
		人間発達	講義	必修	30			30	2	
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	障害学概論	講義	必修	15			15	1
	運動器障害学Ⅰ		講義	必修	15			15	1	
	運動器障害学Ⅱ		講義	必修	15			15	1	
	神経障害学Ⅰ		講義	必修	15			15	1	
	神経障害学Ⅱ		講義	必修		30		30	2	
	内部障害学		講義	必修	30			30	2	
	発達障害学		講義	必修	15			15	1	
	老年障害学Ⅰ		講義	必修		15		15	1	
	老年障害学Ⅱ		講義	必修		15		15	1	
	精神障害学		講義	必修			15	15	1	
	臨床心理学		講義	必修			15	15	1	
	リスク管理と予防		演習	必修	30			30	1	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション論	講義	必修	30			30	2	
		医療機器のしくみ	講義	必修	30			30	2	
		医療関係法規	講義	必修			15	15	1	
		多職種連携	演習	必修		30		30	1	
	専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	講義	必修	30			30	2
			理学療法概論演習	演習	必修	45			45	2
			理学療法障害学演習Ⅰ	演習	必修			60	60	2
			理学療法障害学演習Ⅱ	演習	必修			60	60	2
			理学療法障害学演習Ⅲ	演習	必修			60	60	2
			理学療法障害学演習Ⅳ	演習	必修			30	30	1
		理学療法管理学	理学療法管理学	講義	必修			30	30	2
		理学療法評価学	理学療法評価演習Ⅰ	演習	必修	60			60	2
			理学療法評価演習Ⅱ	演習	必修	60			60	2
理学療法評価演習Ⅲ			演習	必修	60			60	2	
理学療法評価演習Ⅳ			演習	必修		60		60	2	
理学療法評価演習Ⅴ			演習	必修		60		60	2	
臨床推論			演習	必修		30		30	1	
運動器理学療法評価			演習	必修		30		30	1	
神経理学療法評価			演習	必修	30			30	1	
内部障害理学療法評価			演習	必修		30		30	1	
発達障害理学療法評価			講義	必修		15		15	1	
理学療法治療学		運動療法総論	演習	必修		60		60	2	
		運動器理学療法Ⅰ	演習	必修		30		30	1	
		運動器理学療法Ⅱ	講義	必修		30		30	2	
		神経理学療法Ⅰ	演習	必修	30			30	1	
		神経理学療法Ⅱ	講義	必修		30		30	2	
		内部障害理学療法Ⅰ	講義	必修		30		30	2	
		内部障害理学療法Ⅱ	演習	必修			30	30	1	
		発達障害理学療法	演習	必修		30		30	1	
		物理療法	演習	必修	30			30	1	
		義肢学	講義	必修			15	15	1	
		装具学	演習	必修		30		30	1	
		日常生活活動学	講義	必修		15		15	1	
		理学療法特論Ⅰ	講義	必修			30	30	2	
		理学療法特論Ⅱ	講義	必修			30	30	2	
		理学療法特論Ⅲ	講義	必修			30	30	2	
地域理学療法学		地域リハビリテーション	講義	必修			30	30	2	
		地域理学療法	講義	必修			15	15	1	
		生活環境学	講義	必修			15	15	1	
臨床実習		臨床実習Ⅰ	実習	必修	45			45	1	
	臨床実習Ⅱ	実習	必修	45			45	1		
	臨床実習Ⅲ	実習	必修		90		90	2		
	臨床実習Ⅳ	実習	必修		180		180	4		
	臨床実習Ⅴ	実習	必修		180		180	4		
	臨床実習Ⅵ	実習	必修			360	360	8		
合計					1,095	1,095	930	3,120	130	

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 臨床工学技士科(昼間)

教育内容		授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	合計	
								時間数	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	文章技法	講義	必修	30			30	2
		基礎生物学	講義	必修	30			30	2
		基礎数学	講義	必修	30			30	2
		基礎物理学	講義	必修	30			30	2
		基礎化学	講義	必修	15			15	1
		基礎数理演習	演習	必修	60			60	2
		英語	講義	必修	30			30	2
		インターネットの活用	実習	必修	30			30	1
		体育	実習	必修	30			30	1
		ソーシャルスキルⅠ	講義	必修	15			15	1
		ソーシャルスキルⅡ	演習	必修		30		30	1
		ソーシャルスキルⅢ	講義	必修			15	15	1
専門基礎分野	人体の構造及び機能	解剖生理学Ⅰ	講義	必修	30			30	2
		解剖生理学Ⅱ	講義	必修	30			30	2
		人体の構造及び機能	講義	必修	30			30	2
		人体の構造及び機能演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		人体の構造及び機能演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		基礎医学実習	実習	必修	30			30	1
	臨床工学に必要な 医学的基礎	医学概論	講義	必修	15			15	1
		看護学概論	講義	必修	15			15	1
		公衆衛生学	講義	必修	15			15	1
		チーム医療概論	講義	必修	15			15	1
		臨床工学概論	講義	必修	15			15	1
		臨床生化学概論	講義	必修		15		15	1
		臨床免疫学概論	講義	必修		30		30	2
		臨床薬理学概論	講義	必修		15		15	1
		臨床検査学概論	講義	必修		15		15	1
		病理学概論	講義	必修		15		15	1
		基礎医学演習	演習	必修			30	30	1
	臨床工学に必要な 理工学的基礎	基礎電気工学	講義	必修	30			30	2
		電気工学	講義	必修	30			30	2
		電気工学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		電気工学演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		電気工学実習	実習	必修	30			30	1
		基礎電子工学	講義	必修	30			30	2
		電子工学	講義	必修		30		30	2
		電子工学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		電子工学演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		電子工学実習	実習	必修	30			30	1
		基礎工学演習	演習	必修	30			30	1
		機械工学演習Ⅰ	演習	必修		60		60	2
		機械工学演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		放射線工学概論	講義	必修			15	15	1
	臨床工学に必要な 医療情報技術と システム工学の基礎	システム工学	講義	必修			30	30	2
		情報工学	講義	必修	30			30	2
		基礎PC操作実習	実習	必修	30			30	1
		医療情報学概論	講義	必修			15	15	1
		基礎プレゼンテーション	実習	必修	30			30	1
		応用プレゼンテーション	実習	必修		30		30	1
専門分野	医用生体工学	生体計測装置学	講義	必修	30			30	2
		生体計測装置学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		生体計測装置学演習Ⅱ	演習	必修		30		30	1
		生体計測装置学演習Ⅲ	演習	必修			60	60	2
		生体計測装置学実習	実習	必修		30		30	1
		物性工学	講義	必修	30			30	2
	医用機器学及び 臨床支援技術	材料工学	講義	必修		30		30	2
		生体物性材料工学演習	演習	必修			30	30	1
		医用機器学概論	講義	必修	30			30	2
		医用機器学実習	実習	必修	30			30	1
		医用治療機器学	講義	必修		30		30	2
		医用治療機器学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		医用治療機器学演習Ⅱ	演習	必修			60	60	2
		医用治療機器学実習	実習	必修		30		30	1
	生体機能代行技術学	臨床支援技術学概論Ⅰ	講義	必修		60		60	4
		臨床支援技術学概論Ⅱ	講義	必修			30	30	2
		呼吸療法装置学	講義	必修		60		60	4
		体外循環装置学	講義	必修		60		60	4
		血液浄化療法装置学	講義	必修		60		60	4
		生体機能代行技術学実習Ⅰ	実習	必修	30			30	1
		生体機能代行技術学実習Ⅱ	実習	必修		60		60	2
		生体機能代行技術学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
	医療安全管理学	生体機能代行技術学演習Ⅱ	演習	必修			60	60	2
		医療安全管理学	講義	必修		30		30	2
		医療安全管理学演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		医療安全管理学演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		医療安全管理学実習	実習	必修		30		30	1
		関係法規	講義	必修			15	15	1
		感染管理学概論	講義	必修			15	15	1
		医療安全学	講義	必修			15	15	1
	関連臨床医学	関連臨床医学	講義	必修		30		30	2
		関連臨床医学演習Ⅰ	演習	必修	30			30	1
		関連臨床医学演習Ⅱ	演習	必修		60		60	2
		関連臨床医学演習Ⅲ	演習	必修			60	60	2
	臨床実習		実習	必修			210	210	7
計					945	1,050	810	2,805	133

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 言語聴覚士科(昼間)

教 育 内 容		授 業 科 目	区 分	必・選	1年次	2年次	3年次	合 計	
								時間数	単位数
基礎分野	科学的思考の基礎	基礎数学	講義	必修	15			15	1
		統計学	講義	必修		30		30	2
		情報処理	演習	必修	30			30	1
	人間と生活	文章指導法	講義	必修	30			30	1
		教育学	講義	必修	15			15	1
		心理学	講義	必修	30			30	2
		医療英語コミュニケーション	講義	必修	30			30	1
		保健運動論Ⅰ	演習	必修	15			15	1
		保健運動論Ⅱ	演習	必修		15		15	1
		社会学	講義	必修		30		30	1
	社会の理解	医療倫理	講義	必修	30			30	1
		言語聴覚療法の 基盤	言語聴覚障害特論Ⅰ	講義	必修			30	30
	言語聴覚障害特論Ⅱ		講義	必修			30	30	1
	言語聴覚障害特論Ⅲ		講義	必修			30	30	1
	言語聴覚障害特論Ⅳ		講義	必修			30	30	1
	臨床コミュニケーション論Ⅰ		演習	必修	30			30	1
	臨床コミュニケーション論Ⅱ		演習	必修		30		30	1
	臨床コミュニケーション論Ⅲ	演習	必修			30	30	1	
専門基礎分野	人体のしくみ・ 疾病と治療	医学総論	講義	必修	15			15	1
		解剖学	講義	必修	30			30	1
		生理学	講義	必修	30			30	1
		病理学	講義	必修	15			15	1
		内科学	講義	必修		15		15	1
		小児科学	講義	必修		15		15	1
		精神医学	講義	必修		15		15	1
		リハビリテーション医学	講義	必修		15		15	1
		耳鼻咽喉科学	講義	必修	15			15	1
		臨床神経学	講義	必修		15		15	1
		形成外科学	講義	必修		15		15	1
		臨床歯科医学	講義	必修	15			15	1
		呼吸・発声・発語系の構造・機能・病態	講義	必修	30			30	1
		呼吸・発声・発語系の構造・機能・病態演習	講義	必修			30	30	1
		聴覚系の構造・機能・病態	講義	必修	15			15	1
		聴覚系の構造・機能・病態演習	講義	必修			30	30	1
	心の働き	神経系の構造・機能・病態	講義	必修	15			15	1
		神経系の構造・機能・病態演習	講義	必修			30	30	1
		臨床心理学	講義	必修		15		15	1
		生涯発達心理学	講義	必修	15			15	1
		心理学演習	講義	必修			30	30	1
		学習心理学	講義	必修			30	30	1
		認知心理学	講義	必修		15		15	1
		心理測定法	講義	必修		15		15	1
	言語とコミュニケーション	小児発達障害心理学	講義	必修	30			30	1
		言語学	講義	必修	30			30	2
		言語コミュニケーション学演習	講義	必修			30	30	1
		音声学	講義	必修	30			30	2
		音響・聴覚心理学	講義	必修			30	30	2
		言語発達学	講義	必修	30			30	1
	社会保障・教育と リハビリテーション	言語発達学演習	講義	必修			30	30	1
		社会保障制度	講義	必修		30		30	1
		関係法規	講義	必修		15		15	1
専門分野	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害概論	講義	必修	30			30	1
		言語聴覚障害概論演習	演習	必修	30			30	1
		成人総合検査法	演習	必修		30		30	1
		小児総合検査法	演習	必修			30	30	1
	言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法管理学	講義	必修		30		30	2
	失語・高次脳機能 障害学	失語症Ⅰ	講義	必修	30			30	1
		失語症演習Ⅰ	演習	必修	30			30	1
		失語症Ⅱ	講義	必修		30		30	1
		失語症演習Ⅱ	演習	必修		30		30	1
		高次脳機能障害Ⅰ	講義	必修	30			30	1
		高次脳機能障害Ⅱ	講義	必修		30		30	1
	言語発達障害学	知的障害	講義	必修	30			30	1
		言語発達障害検査法	演習	必修	30			30	1
		脳性麻痺	講義	必修		30		30	1
		言語発達遅滞	講義	必修		30		30	1
		学習障害	講義	必修		30		30	1
		自閉スペクトラム症	講義	必修	30			30	1
		発声発語・摂食 嚥下障害学	音声障害	講義	必修		30		30
	運動性構音障害		講義	必修		60		60	2
	器質性構音障害		講義	必修	30			30	1
	機能的構音障害		講義	必修	30			30	1
	摂食嚥下障害		講義	必修		60		60	2
	発声発語・摂食嚥下障害		講義	必修			30	30	1
	吃音・流暢性障害		講義	必修	30			30	1
	聴覚障害学	聴覚障害Ⅰ	講義	必修	30			30	1
		聴覚障害Ⅱ	講義	必修		30		30	1
聴覚障害Ⅲ		講義	必修			30	30	1	
聴覚検査法Ⅰ		演習	必修	30			30	1	
聴覚検査法Ⅱ		演習	必修		30		30	1	
補聴器・人工内耳		講義	必修			30	30	1	
視覚聴覚二重障害		演習	必修		15		15	1	
地域言語聴覚療法学		講義	必修		30		30	2	
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	必修	80			80	2	
	臨床実習Ⅱ	実習	必修		160		160	4	
	臨床実習Ⅲ	実習	必修			360	360	9	
合 計					1010	940	870	2,820	107

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 歯科衛生士科(昼間)

教育内容		授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	合 計		
								時間数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能の基礎概論	講義	必修	30			30	2	
		化学	講義	必修	15			15	1	
		情報処理	演習	必修	30			30	2	
		倫理学	講義	必修	15			15	1	
		心理学	講義	必修	30			30	2	
		臨床歯科英語	講義	必修	15			15	1	
		保健体育	実習	必修	30			30	1	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖・組織発生学	講義	必修	30			30	2	
		生理学	講義	必修	15			15	1	
		栄養・生化学	講義	必修	30			30	2	
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	講義	必修	30			30	2	
		歯牙解剖学	講義	必修	30			30	2	
		歯型彫刻法	講義・演習	必修	15			15	1	
		口腔生理学	講義	必修	15			15	1	
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学・口腔病理学	講義	必修	30			30	2	
		微生物学・口腔微生物学	講義	必修	30			30	2	
		薬理学・歯科薬理学	講義	必修	30			30	2	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	保健生態学	講義	必修	60			60	4	
		衛生学・公衆衛生学	講義	必修	30			30	2	
		社会歯科	講義	必修		15		15	1	
		衛生統計	講義	必修		15		15	1	
	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生学総論Ⅰ	講義	必修	30			30	1
			歯科衛生学総論Ⅱ	講義	必修		15		15	1
			歯科衛生学総論Ⅲ	講義	必修			15	15	1
		臨床歯科医学	臨床歯科総論	講義	必修	15			15	1
保存修復学			講義	必修		30		30	1	
歯内療法学			講義	必修		30		30	1	
歯周治療学			講義	必修		30		30	1	
歯科補綴学			講義	必修		30		30	1	
口腔外科学			講義	必修		30		30	1	
歯科麻酔学			講義	必修		15		15	1	
小児・障害者歯科学			講義	必修		45		45	3	
歯科矯正学			講義	必修		30		30	1	
高齢者歯科・摂食・嚥下機能学			講義	必修		45		45	3	
口腔健康管理			講義	必修		30		30	1	
歯科予防処置論		歯科予防処置Ⅰ	講義・実習	必修	90			90	3	
		歯科予防処置Ⅱ	講義・実習	必修		90		90	3	
		歯科予防処置Ⅲ	講義・実習	必修			30	30	1	
		齲蝕予防処置Ⅰ	講義・実習	必修	30			30	1	
		齲蝕予防処置Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
歯科保健指導論		歯科保健指導Ⅰ	講義・実習	必修	90			90	3	
		歯科保健指導Ⅱ	講義・実習	必修		60		60	2	
		歯科保健指導Ⅲ	講義・実習	必修			60	60	2	
歯科診療補助論		歯科診療補助Ⅰ	講義・実習	必修	90			90	3	
		歯科診療補助Ⅱ	講義・実習	必修		90		90	3	
		歯科診療補助Ⅲ	講義・実習	必修			90	90	3	
		臨床検査法Ⅰ	講義	必修	15			15	1	
		臨床検査法Ⅱ	講義	必修		15		15	1	
		看護・介護概論	講義・実習	必修	30			30	1	
臨地・臨床実習		臨床実習Ⅰ	実習	必修		360		360	8	
		臨床実習Ⅱ	実習	必修			540	540	12	
選択必修分野	特設科目	実習指導Ⅰ	講義	必修		15		15	1	
		実習指導Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
		課題研究	演習	必修			60	60	2	
		総合学習	講義	必修	30			30	2	
		歯科医学総論	講義	必修			60	60	2	
		歯科医療接遇	講義・演習	必修		15		15	1	
合計					930	1,005	885	2,820	110	

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 作業療法士科(昼間)

教育内容		授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	合計	
								時間数	単位数
基礎分野	科学的 思考の基盤	基礎生物学	講義	必修	30			30	2
		基礎物理学	講義	必修	30			30	2
		文章表現法	講義	必修	30			30	2
		情報処理	演習	必修	30			30	1
	人間と生活 社会の理解	心理学	講義	必修	30			30	2
		活動と分析	実習	必修	45			45	1
		ソーシャルスキルⅠ	演習	必修	30			30	1
		ソーシャルスキルⅡ	講義	必修	30			30	2
専門基礎分野	人体の構造と 機能及び 心身の発達	ソーシャルスキルⅢ	演習	必修	30			30	1
		ソーシャルスキルⅣ	講義	必修			15	15	1
		解剖学Ⅰ	講義	必修	30			30	2
		解剖学Ⅱ	講義	必修	30			30	2
		生理学Ⅰ	講義	必修	30			30	2
		生理学Ⅱ	講義	必修	30			30	2
		身体運動機能学Ⅰ	講義	必修	30			30	2
		身体運動機能学Ⅱ	講義	必修	30			30	2
身体運動機能学実習		実習	必修		45		45	1	
人間発達演習		演習	必修	45			45	2	
運動学Ⅰ		講義	必修	30			30	2	
運動学Ⅱ	講義	必修	30			30	2		
運動学演習	演習	必修		30		30	1		
疾病と障害の 成り立ち 及び 回復過程の促進	内部障害学Ⅰ	講義	必修	30			30	2	
	内部障害学Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
	神経障害学Ⅰ	講義	必修	30			30	2	
	神経障害学Ⅱ	講義	必修		30		30	2	
	老年期障害学	講義	必修		15		15	1	
	発達障害学Ⅰ	講義	必修	15			15	1	
	発達障害学Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
	運動器障害学Ⅰ	講義	必修		30		30	2	
	運動器障害学Ⅱ	講義	必修			15	15	1	
	精神障害学	講義	必修	30			30	2	
	リスク管理と予防	講義	必修		30		30	2	
	臨床心理学	講義	必修	30			30	2	
	保健医療福祉と リハビリテー ションの理念	リハビリテーション論	講義	必修	30			30	2
		多職種連携	演習	必修		30		30	1
リハビリテーション医療機器関連		講義	必修		30		30	2	
医療関係法規		講義	必修			15	15	1	
専門分野	基礎作業療法学	作業療法概論	講義	必修	15			15	1
		基礎作業学	講義	必修	30			30	2
		基礎作業学演習Ⅰ	演習	必修	30			30	1
		基礎作業学演習Ⅱ	演習	必修		30		30	1
		作業療法総合演習Ⅰ	演習	必修		30		30	1
		作業療法総合演習Ⅱ	演習	必修			30	30	1
		作業療法特論Ⅰ	講義	必修			60	60	4
		作業療法特論Ⅱ	講義	必修			30	30	2
		作業療法特論演習	演習	必修			60	60	2
		作業療法研究法Ⅰ	講義	必修		15		15	1
		作業療法研究法Ⅱ	講義	必修			15	15	1
	作業療法管理学	作業療法管理学Ⅰ	講義	必修	15			15	1
		作業療法管理学Ⅱ	講義	必修			15	15	1
	作業療法評価学	作業療法評価学総論	講義	必修	15			15	1
		身体障害作業療法評価学	講義	必修	30			30	2
		身体障害作業療法評価演習Ⅰ	演習	必修	30			30	1
		身体障害作業療法評価演習Ⅱ	演習	必修		30		30	1
		発達障害作業療法評価学	講義	必修		30		30	2
		精神障害作業療法評価学	講義	必修	30			30	2
		精神障害作業療法評価実習	実習	必修		45		45	1
		老年期障害作業療法評価学	講義	必修	15			15	1
	作業治療学	身体障害作業療法治療学	講義	必修		30		30	2
		身体障害作業療法治療演習	演習	必修		30		30	1
		精神障害作業療法治療学	講義	必修		30		30	2
		精神障害作業療法治療演習	演習	必修		30		30	1
		老年期障害作業療法治療学	講義	必修		30		30	2
		老年期障害作業療法治療演習	演習	必修		30		30	1
		高次脳機能障害作業療法治療学	講義	必修		30		30	2
		発達障害作業療法治療学	講義	必修		30		30	2
		発達障害作業療法治療演習	演習	必修		30		30	1
		日常生活活動学	講義	必修		30		30	2
		日常生活活動演習	演習	必修		30		30	1
		装具関連リハビリテーション演習	演習	必修		30		30	1
		内部障害作業療法学	講義	必修		15		15	1
		職業関連作業療法学	講義	必修			15	15	1
		リハビリテーション治療各論	講義	必修			15	15	1
	地域作業療法学	地域作業療法Ⅰ	講義	必修	30			30	2
		地域作業療法Ⅱ	講義	必修			15	15	1
		生活環境学	講義	必修		30		30	2
	臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	必修	45			45	1
		臨床実習Ⅱ	実習	必修		45		45	1
		臨床実習Ⅲ	実習	必修		225		225	5
		臨床実習Ⅳ	実習	必修			360	360	8
		臨床実習Ⅴ	実習	必修			360	360	8
合計					1,020	1,095	1,050	3,165	139

別表第 2 （第 2 9 条関係）

費 目	臨床検査技師科 臨床工学技士科 言語聴覚士科	介護福祉士科	理学療法士科 作業療法士科	歯科衛生士科
入学金(入学時)	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
授業料（年額）	1,440,000 円	920,000 円	1,760,000 円	920,000 円
入学検定料	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円

※ 授業料は4期（3月、6月、9月、12月）に分けて納入

※ 休学在籍料は1期につき15,000円

別記第 1 号様式（第 1 5 条関係）

第 号	割 印	校 長 ○ ○ ○ ○ 印	学校法人西野学園 札幌医学技術福祉歯科専門学校	令和○年○月○日	（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	修めたので 卒業証書を授与し （昼間・修業年限○年）の所定の課程を 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程○○○○○科 （昼間・修業年限○年）の所定の課程を 修めたので 卒業証書を授与し （平成○年文部科学大臣告示第○○○号 による職業実践専門課程）を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（○○○専門課程）と称する ことを認める	校 印	卒業 証 書	氏 名	平成○年○月○日生

別記第 1 号様式（第 1 5 条関係 職業実践専門課程）

第 号	割 印	校 長 ○ ○ ○ ○ 印	学校法人西野学園 札幌医学技術福祉歯科専門学校	令和○年○月○日	（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（○○○専門課程）と称することを認める	卒業証書を授与し 文部大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（○○○専門課程）と称する ことを認める	右の者は本校専門課程○○○○○科 （昼間・修業年限○年）の所定の課程 （平成○年文部科学大臣告示第○○○号 による職業実践専門課程）を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（○○○専門課程）と称する ことを認める	校 印	卒業 証 書	氏 名	平成○年○月○日生

Ⅲ 学習等に関わる規則

1 目 的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関わる事項について定める。

2 日 課

(1) 日課は、次のとおりとする。

時 限	授業時間帯	時 限	授業時間帯
SHR	9 : 00 ～ 9 : 10	3 時限	13 : 10 ～ 14 : 40
1 時限	9 : 10 ～ 10 : 40	4 時限	14 : 50 ～ 16 : 20
2 時限	10 : 50 ～ 12 : 20	5 時限	16 : 30 ～ 18 : 00
昼休み	12 : 20 ～ 13 : 10		

(2) 事情により授業時間帯を変更することがある。

3 欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式 G06）」「公欠届（様式 G07）」あるいは「遅刻・早退届（様式 G08）」に理由を記入し提出する。

(1) 授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後 15 分以内に出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前 15 分以内の退出は早退とする。

(2) 当該科目内での遅刻、早退は、併せて 3 回をもって 1 時限の欠席とする。

(3) 次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）

学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

・結婚 2 親等以内 2 日

・忌引 1 親等（両親） 7 日

2 親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日

3 親等（曾祖父母、おじ、おば） 2 日

・法要 3 親等以内 1 日

※ただし、移動日は、交通手段などの学生の事情により校長が判断し認める。

ウ 諸活動

・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

・就職活動

学校が認めた企業訪問および就職試験のため必要な日数（移動日を含む）

・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4 履 修

- (1) 学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。
- (2) 履修は、当該科目の授業時数を満たす時限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は別表に示す。
- (3) 当該科目の出席時数が授業時数の 80%、若しくは上記 (2) の特定科目別表に示した出席時数に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目の履修を認定する。
- (4) 補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。
- (5) 学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。

別表 学則第 12 条 2 で規定される資格取得のために指定された特定の科目と履修に必要な出席率

学科	科目名	授業時数（実時間）	出席率
介護福祉士科	医療的ケア（講義）	70 (53)	100%
	医療的ケア（演習）	30 (23)	

5 補講手数料

補講手数料は、1 科目 1 回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	3,000 円	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	1,000 円	・授業を病気療養等で欠席した場合（診断書等を提出）

6 定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目の履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7 追試験

- (1) 追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。
 - ア 公欠による欠席の場合
 - イ 病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）
 - ウ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
- (2) 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8 再試験

- (1) 再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。
 - ア 科目の評価が 60 点に達していない場合
 - イ 定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合
 - ウ 再試験を公欠により欠席した場合
 - エ 再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）
- (2) 再試験の実施は原則 1 回とし、再試験により合格した科目の評定は「可」とする。
- (3) 再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目の認定を認めないことがある。

9 試験の実施時期等

- (1) 試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。
- (2) 定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。
- (3) 追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

10 受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料（1,000 円）	・ 定期試験を病気療養等で欠席した場合 （医師の診断書等添付）
	無料	・ 定期試験あるいは追試験を公欠で欠席した場合 ・ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合 で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
再試験	有料（2,000 円）	・ 科目の評価が 60 点に達していない場合 ・ 定期試験を公欠または病気療養等以外の理由により 欠席した場合
	無料	・ 再試験を公欠および病気療養等により欠席した場合 （医師の診断書等添付）

11 試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- （1）試験場では、監督者の指示に従い不必要なものは携行しない。
- （2）試験開始後 15 分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。
- （3）試験開始後 30 分を経過しなければ退室することができない。
- （4）レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。
- （5）追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

12 試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は 0 点とする。なお、指導措置においては学則第 35 条に則り、懲戒を加えることがある。

13 評 価

- （1）学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。
- （2）科目の成績の総合評価は、100 点法をもって行う。
- （3）再試験により 60 点以上の評価を受けたとき、評価点は 60 点とする。

14 評 定

- （1）科目の評定は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって行う。
- （2）評定は、総合評価に基づいて、次により 5 段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100 点 ～ 90 点
優	89 点 ～ 80 点
良	79 点 ～ 70 点
可	69 点 ～ 60 点
不 可	59 点以下

15 修 得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。

16 履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて父母等へ通知する。

17 評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。なお、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。

18 進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して上級学年への進級を認める。

19 卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。

20 原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

21 褒 賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

- (1)「学校長賞」 特に品行方正で成績が優秀と認められる者
- (2)「努 力 賞」 努力の成果が顕著である者
- (3)「精 勤 賞」 修業年限の間で出席率98%以上の者
- (4)その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者